

年金定期預金

2018年12月3日現在適用中

項 目	内 容
1. 商 品 名	年金定期預金
2. 販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・当行で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金）をお受取り中の方、もしくは新たに公的年金をお受取りになる方。 ※本定期のお預入れ期間中、当行に年金振込を継続指定いただくことが条件となります。 ・当行で各種手当をお受取り中の方、もしくは新たに各種手当をお受取りになる方。 ・制度上公的年金受給資格をお持ちにならない65歳以上の在日外国人の方。
3. 期 間	1年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 お一人さまにつき1円以上1,500万円まで（総合口座の場合は1万円以上） 上乗せ金利の違いにより、預入上限金額が異なります。 I 1円以上500万円以下 II 1円以上1,000万円以下 なお、I + II 合計で1,500万円までお預入れいただけます。 1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	I スーパー定期・スーパー定期300 1年もの 店頭表示利率+0.1% II スーパー定期・スーパー定期300または大口定期預金 1年もの 店頭表示利率+0.05% ※金利環境の変化などにより、上乗せ金利幅を変更させていただく場合があります。 (2) 満期日に一括して支払います。 (3) 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 手 数 料	特に定めはありません。
8. 課 税 方 式	分離課税（税率20%） ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。 マル優でのお取扱いもできます。
9. 付加できる 特約事項	自動継続扱いの場合（1万円以上）、総合口座の担保とすることができます。

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>原則中途解約はできませんが、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 中途解約利率：お預入れ金額が1,000万円未満の場合</p> <p>① 預入日より6ヵ月未満の場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>② 預入日より6ヵ月以上経過後の場合は、約定利率に下の表に記載した掛け目(%)を乗じて算出した利率(小数点第4位以下切り捨て)を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="501 434 1007 602"> <tr> <td style="text-align: center;">預入日からの経過期間</td> <td style="text-align: center;">1年未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当初の約定期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年もの</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </table> <p>(ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。)</p> <p>(2) 中途解約利率：お預入れ金額が1,000万円の場合</p> <p>① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の②の方式による利率(小数点第4位以下切り捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>② 預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。 (Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。)</p> <p>A. 約定利率×70%</p> <p>B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を当初約定満期日まで新たに預入するとした場合に適用される利率を表します。くわしくは窓口までお問合わせください。</p>	預入日からの経過期間	1年未満	当初の約定期間		1年もの	50
預入日からの経過期間	1年未満						
当初の約定期間							
1年もの	50						
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>スーパー定期・スーパー定期300・大口定期預金の金利は、店頭のコピーボード・窓口・ホームページでご確認ください。</p>						
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の手当が各種手当に該当します。 児童扶養手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当 医療特別手当 特別手当 保健手当 健康管理手当 ・ 年金・手当のお受取り口座がある店舗(1店舗)へのお預入れに限らせていただきます。 ・ ATM・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 ・ 自動継続後は、継続時における年金定期預金の利率を適用します。なお、継続時に本定期預金の預入条件を満たされていない場合は、スーパー定期、スーパー定期300、大口定期の1年ものの店頭表示利率を適用します。 ・ 普通型の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 金利情勢の変化などにより、商品内容を変更またはお取扱いを中止することがあります。 						
<p>13. お客さまへの重要説明事項</p>	<p>当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>						

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。
 連絡先：全国銀行協会相談室 (TEL 0570-017109 または 03-5252-3772)